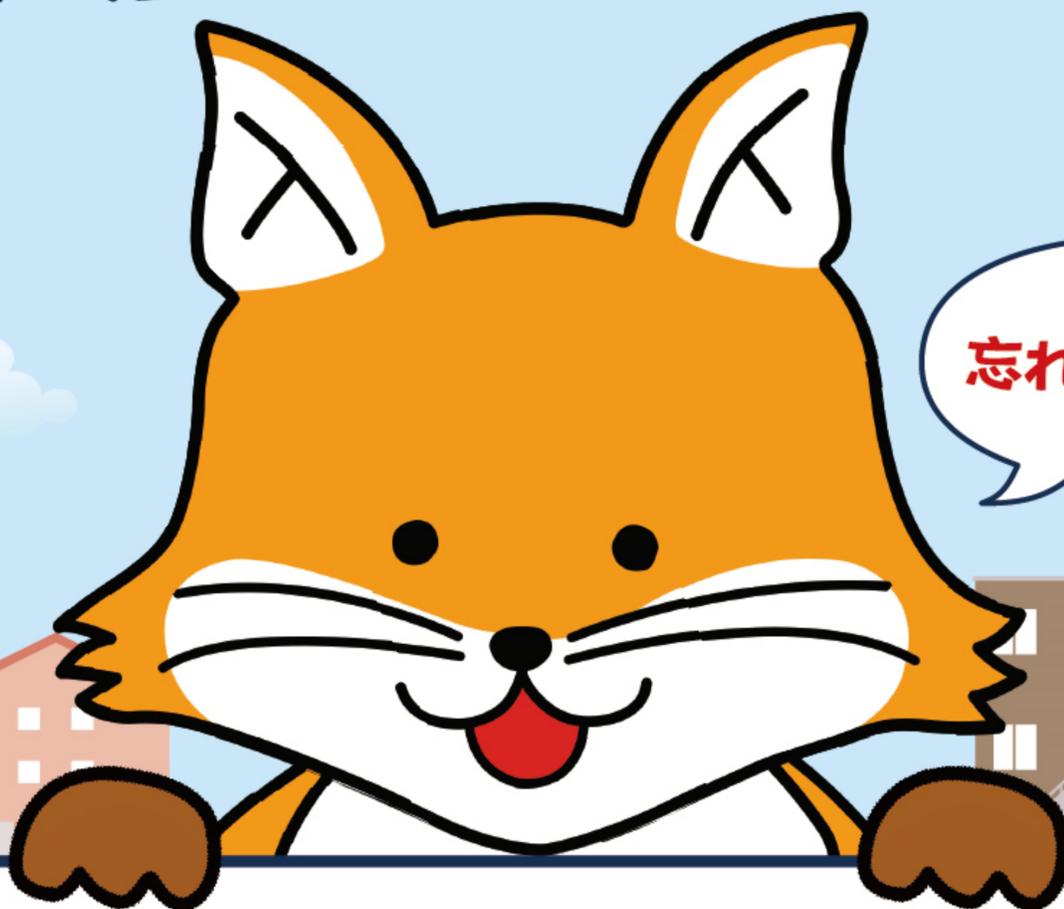


不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

白川町内の不動産の登記申請管轄は
「岐阜地方法務局美濃加茂支局」になります。
TEL 0574-25-2400 (音声案内2番)

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」



自筆証書遺言書保管制度を御利用ください！



あなたの作った

遺言書

を
法務局がお預かりします！



- 法務局で、「安心・確実」に保管します。
- 紛失、改ざん、亡くなった後、相続人に遺言書が発見されないなどの心配はありません。
- 保管手数料は、「3,900円」です。
- 家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- 死亡後に、遺言書が保管されていることを、申請時に指定された方へ法務局から通知します。

【お問い合わせ先】

岐阜地方法務局美濃加茂支局総務課 (0574) 25-2400
音声案内3番

☆お気軽にお電話又は美濃加茂支局総務課にお越しください。
職員が丁寧に対応させていただきます！